

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 条 例

ページ

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	一
○公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	(警察本部交通企画課)	一
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(警察本部交通規制課)	一
○再生可能エネルギー地域共生促進条例	(税務課)	二
○宮城県県税条例の一部を改正する条例	(同)	六
○離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	(同)	七
○原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	八
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(デジタルみやぎ推進課)	八
○みやぎハートフルセンター条例	(社会福祉課)	九
○看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例	(医療人材対策室)	一一
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(子育て社会推進課)	一一
○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	一一

## 条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十一号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「警護対象者」の下に「(次項において単に「警護対象者」という。)」を加え、同条第二項中「警衛」の下に「及び警護対象者の警護」を加える。

附則第十一項及び第十二項を削る。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第四十四条の規定は、令和五年四月一日から適用する。

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十二号

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

公安委員会関係手数料条例(平成十二年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項の表五十二の項15中「同項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十三号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等に関する基準を定める条例

例（平成二十四年宮城県条例第七号）の一部を次のように改正する。  
第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条第二号中「歩行者又は」を「歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車及び」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、法及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）において使用する用語の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

再生可能エネルギー地域共生促進税条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十四号

再生可能エネルギー地域共生促進税条例

（課税の根拠）

第一条 県は、大規模森林開発を伴う再生可能エネルギー発電事業を巡る状況を踏まえ、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生の促進に向けて、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第三項の規定に基づき、再生可能エネルギー地域共生促進税を課する。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備（当該設備に附属するパワーコンディショナを含む。）であつて、自家用又は事業の用に供することができる状態にあるもののうち、県内の開発区域に当該設備又はその附属設備の全部又は一部が所在し、かつ、当該開発区域に係る開発行為の着手からその完了後五年を経過した日までに当該設備又はその附属設備の設置のための工事に着手したものをいう。

二 附属設備 配線ケーブル、進入路、用水路、調整池、擁壁その他の設備等のうち、再生可能エネルギー発電設備と一体となつて効用を果たすものをいう。

三 再生可能エネルギー源 次に掲げるエネルギー源をいう。

イ 太陽光

ロ 風力

ハ バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるものの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）

四 開発行為 土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為であつて、実施主体、実施時期又は実施箇所が異なるにかかわらず一体性を有するもの（当該行為に係る土地の面積の合計が〇・五ヘクタールを超えるものに限る。）をいう。

五 開発区域 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第三項に規定する国有林の区域及び同法第五条第一項の地域森林計画の対象となつている民有林の区域のうち開発行為が行われた区域（これに準ずるものとして規則で定める区域を含む。）をいう。

六 総発電出力 再生可能エネルギー発電設備の再生可能エネルギー源ごとの定格出力の合計値をいう。

（納税義務者等）

第三条 再生可能エネルギー地域共生促進税は、再生可能エネルギー発電設備（県の区域内にその全部又は一部が所在するものに限る。）に対し、その所有者に課する。ただし、次の各号に掲げる再生可能エネルギー発電設備は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が所有する再生可能エネルギー発電設備

二 国、地方公共団体又は土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社をいう。）により開発行為が行われた区域に設置された再生可能エネルギー発電設備

三 太陽光を再生可能エネルギー源とする再生可能エネルギー発電設備（以下「太陽光発電設備」という。）であつて、家屋（住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む）、倉庫その他の建物を除く。）が設置されたもの

四 再生可能エネルギー発電設備及び附属設備の全部が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二十二条の第三項第一号に規定する認定地域炭素化促進事業計画に基づき使用される場合における当該再生可能エネルギー発電設備

五 再生可能エネルギー発電設備及び附属設備の全部が農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第八条第三項に規定する認定設備整備計画に基づき使用される場合における当該再生可能エネルギー発電設備

六 前二号に掲げるもののほか、これらの号に準ずるものとして市町村長が認め、知事が認定した事業計画に基づき使用される再生可能エネルギー発電設備

(課税地)

第四条 再生可能エネルギー地域共生促進税の課税地は、再生可能エネルギー発電設備の所在地とする。

2 知事は、前項の規定による課税地を不適当と認める場合又はこれにより難いと認める場合においては、別に課税地を指定することができる。

(賦課期日)

第五条 再生可能エネルギー地域共生促進税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

(課税標準)

第六条 再生可能エネルギー地域共生促進税の課税標準は、賦課期日現在における総発電出力(その値に一キロワット未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた値)とする。

2 再生可能エネルギー発電設備が県の区域の内外にわたる場合における総発電出力の値は、当該再生可能エネルギー発電設備の設置面積に対する、県の区域内に所在する部分の設置面積の割合を、前項の総発電出力の値に乗じて得た値とする。

3 次の各号に掲げる場合における総発電出力の値は、再生可能エネルギー発電設備及び附属設備のうち県の区域内に所在する部分の設置面積に対する、当該設置面積から当該各号に定める設置面積を減じて得た値の割合を、第一項の総発電出力の値(前項の規定に該当する場合にあつては、同項の規定により得た値)に乗じて得た値とする。この場合において、二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となつて効用を果たす附属設備に係る設置面積については、それぞれの再生可能エネルギー発電設備のうち県の区域内に所在する部分の設置面積に応じて按分するものとする。

一 再生可能エネルギー発電設備又は附属設備が開発区域の内外にわたる場合(第三号に該当する場合を除く) 県の区域内かつ開発区域外に所在する部分の設置面積

二 再生可能エネルギー発電設備又は附属設備の一部が第三条第四号から第六号までに該当する場合(次号に該当する場合を除く) 県の区域内に所在し、かつ、同条第四号から第六号までに該当する部分の設置面積

三 再生可能エネルギー発電設備又は附属設備が開発区域の内外にわたる場合であつて、かつ、再生可能エネルギー発電設備又は附属設備の一部が第三条第四号から第六号までに該当する場合 県の区域内に所在し、かつ、開発区域外に所在し又はこれらの号に該当する部分の設置面積

(税率)

第七条 太陽光発電設備に対して課する再生可能エネルギー地域共生促進税の税率は、総発電出力一キロワットにつき、六百二十円とする。ただし、当該太陽光発電設備が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第二条第五項に規定する認定発電設備であつて、かつ、当該太陽光発電設備に係る調達価格(同法第三条第二項に規定する調達価格をいう)から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額(この条及び次条において「税抜調達価格」という)が十円以上の場合、当該税抜調達価格を次の表の上欄に掲げる金額によつて区分し、総発電出力一キロワットにつき、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる額を税率とする。

十円以上十一円未満	七百六十円
十一円以上十二円未満	千五百円
十二円以上十三円未満	千三百四十円
十三円以上十四円未満	千六百三十円
十四円以上十五円未満	千九百二十円
十五円以上十六円未満	二千二百十円
十六円以上十七円未満	二千五百円
十七円以上十八円未満	二千七百九十円
十八円以上二十一円未満	三千八十円
二十一円以上二十四円未満	三千九百六十円
二十四円以上二十七円未満	四千八百四十円
二十七円以上二十九円未満	五千七百十円
二十九円以上三十二円未満	六千三百円
三十二円以上三十六円未満	七千七百十円
三十六円以上	八千三百四十円

第八条 風力を再生可能エネルギー源とする再生可能エネルギー発電設備に対して課する再生可能エネルギー地域共生促進税の税率は、総発電出力一キロワットにつき、二千四百七十円とする。ただし、当該再生可能エネルギー発電設備が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第五項に規定する認定発電設備であつて、かつ、当該再生可能エネルギー発電設備に係る税抜調達価格が十六円以上の場合には、当該税抜調達価格を次の表の上欄に掲げる金額によつて区分し、総発電出力一キロワットにつき、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる額を税率とする。

十六円以上十七円未満	二千九百二十円
十七円以上十八円未満	三千三百八十円
十八円以上十九円未満	三千八百三十円
十九円以上二十円未満	四千二百九十円
二十円以上	四千七百四十円

第九条 バイオマスを再生可能エネルギー源とする再生可能エネルギー発電設備に対して課する再生可能エネルギー地域共生促進税の税率は、総発電出力一キロワットにつき、千五十円とする。

(賦課徴収に関する申告の義務)

第十条 再生可能エネルギー地域共生促進税の納税義務がある再生可能エネルギー発電設備の所有者は、毎年一月一日現在における当該再生可能エネルギー発電設備について、その所在地、再生可能エネルギー源の種類、総発電出力その他再生可能エネルギー地域共生促進税の賦課徴収に必要な事項として規則で定める事項を記載した申告書に、その事実を証する書面を添付して、一月三十一日までに知事に提出しなければならない。ただし、当該年度の前年度に係る賦課期日における当該再生可能エネルギー発電設備の所有者が引き続き当該再生可能エネルギー発電設備を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。

(徴収の方法)

第十一条 再生可能エネルギー地域共生促進税の徴収については、普通徴収の方法による。

(納期)

第十二条 再生可能エネルギー地域共生促進税の納期は、次のとおりとする。

第一期 四月一日から同月三十日まで

第二期 七月一日から同月三十一日まで

第三期 十二月一日から同月三十一日まで

第四期 翌年二月一日から同月末日まで

2 知事は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を指定することができる。

(納付額)

第十三条 再生可能エネルギー地域共生促進税の各納期の納付額は、当該年度分の再生可能エネルギー地域共生促進税額をその納期の数で除して得た額とする。

2 前項の場合において、当該納付額に千円未満の端数があるとき、又は当該納付額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て第一期の納付額に合算するものとする。

(納期前の納付)

第十四条 再生可能エネルギー地域共生促進税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち、到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

(不申告等に関する過料)

第十五条 再生可能エネルギー発電設備の所有者が、第十条又は次条第五項の規定により申告又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対して、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定する納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(減免)

第十六条 次の各号に掲げる再生可能エネルギー発電設備で、知事が必要と認めるものについては、再生可能エネルギー地域共生促進税を減免する。

一 賦課期日後に、第三条第四号から第六号までのいずれかに該当することとなった再生可能エネルギー発電設備

二 家屋が所在する開発区域内に設置された再生可能エネルギー発電設備であつて、当該再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を交換して得られる電気を専ら当該家屋において消費(当該家屋において行う事業の用に消費する場合を含む。)するものとして知事が認定したもの

2 前項の規定により減免すべき税額は、課税すべき金額(再生可能エネルギー地域共生促進税の賦課期日後に納税義務が消滅した者にあつては、その消滅した日前までに納期の末日の到来したものに限り。)の全額とする。再生可能エネルギー発電設備又は附属設備の一部が開発区域内に所在し、

当該開発区域内にある再生可能エネルギー発電設備及び附属設備の全部が同項第一号に該当する場合も、同様とする。

3 再生可能エネルギー発電設備及び附属設備の一部が第一項第一号に該当する場合（前項後段に該当する場合を除く。）における減免すべき税額は、課税すべき金額に、再生可能エネルギー発電設備及び附属設備の設置面積に対する同号に該当する部分の設置面積の割合（次項において「促進区域等設置面積率」という。）を乗じて得た金額とする。この場合において、二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たす附属設備に係る設置面積については、それぞれの再生可能エネルギー発電設備のうち県の区域内に所在する部分の設置面積に応じて按分するものとする。

4 次条第一項に規定する期日後に同項に定める申請書の提出があった場合における減免すべき税額は、当該申請書の提出があった日以後に納期の末日の到来する税額の全額とする。ただし、前項に該当する場合には、当該金額に同項の規定により計算した促進区域等設置面積率を乗じて得た金額とする。

5 第一項の規定により減免を受けた者は、所有する再生可能エネルギー発電設備が同項の規定に該当しなくなった場合には、規則で定める事項を記載した報告書に、その事実を証する書面を添付して、該当しなくなった日から起算して一月以内に知事に提出しなければならない。

6 知事は、第一項の規定により減免を受けた者が所有する再生可能エネルギー発電設備が同項各号のいずれにも該当しなくなったと認められた場合には、当該該当しなくなったと認められるときまで遡ってその減免を取り消すものとする。

（減免の手続）

第十七条 前条第一項の規定により再生可能エネルギー地域共生促進税の減免を受けようとする者は、当該年度の四月三十日までに、該当する減免要件、該当することとなった年月日その他規則で定める事項を記載した申請書に、その事実を証する書面を添付して、知事に提出しなければならない。

2 前条第四項の規定により再生可能エネルギー地域共生促進税の減免を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書に、その事実を証する書面を添付して、知事に提出しなければならない。

（減免の措置）

第十八条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、審査の上、減免の処分を決定し、その旨を再生可能エネルギー地域共生促進税の減免を受けようとする者に通知しなければならない。

2 知事は、第十六条第六項の規定により減免を取り消したときは、その旨を再生可能エネルギー地域共生促進税の減免を受けていた者に通知しなければならない。

（納税義務の消滅に係る税額等）

第十九条 再生可能エネルギー発電設備を利用して行う再生可能エネルギー発電事業を廃止した場合における税額は、その廃止の日前までに納期の末日の到来したものの全額とする。

2 前項の規定の適用を受ける者は、廃止理由、廃止年月日その他規則で定める事項を記載した届出書に、その事実を証する書面を添付して、知事に提出しなければならない。

（事業者等への協力要請）

第二十条 徴税吏員は、再生可能エネルギー地域共生促進税に関する調査について必要があるときは、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

（賦課徴収）

第二十一条 再生可能エネルギー地域共生促進税の賦課徴収については、宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）第四条、第四条の二、第七条から第十三条まで、第十六条第一項及び第三項、第十六条の四、第十七条第一項及び第三項、第二十条、第一百六十九条並びに附則第三条の二の規定を準用する。この場合において、同条例第四条及び第四条の二第一項中「県税」とあるのは「再生可能エネルギー地域共生促進税」と、同条例第七条第一項中「普通徴収に係る県税」とあるのは「再生可能エネルギー地域共生促進税」と、同条例第二項及び同条例第八条第一項中「県税」とあるのは「再生可能エネルギー地域共生促進税」と、同条例第十三条第一項中「この条例」とあるのは「再生可能エネルギー地域共生促進税条例（令和五年宮城県条例第三十四号）」と、同条例第一百六十九条中「この条例」とあるのは「再生可能エネルギー地域共生促進税条例」と読み替えるものとする。

2 この条例に定めるもののほか、再生可能エネルギー地域共生促進税の賦課徴収については、法、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）及び地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の定めるところによる。

（県税事務所長に対する知事の権限の委任）

第二十二条 知事は、次に掲げる事項を課税地所管の県税事務所長に委任する。

- 一 再生可能エネルギー地域共生促進税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項（第三条第六号及び第十六条第一項第二号に規定する認定を除く。）
- 二 再生可能エネルギー地域共生促進税に係る過料の納額告知及び徴収に関する事項

2 知事は、前項の規定により委任した事項について必要があると認める場合においては、県税事務所長に指示することができる。

（委任）

第二十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第二百五十九条第一項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(適用除外)

2 この条例は、次の各号に掲げる再生可能エネルギー発電設備については、適用しない。

一 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に開発区域において再生可能エネルギー発電設備又は附属設備の設置のための工事に着手したもの

二 施行日前に再生可能エネルギー発電設備又は附属設備の設置を目的とした開発行為に着手した開発区域に所在するもの

三 施行日前に再生可能エネルギー発電設備又は附属設備の設置以外の目的で開発行為に着手し、かつ、施行日前にその目的が再生可能エネルギー発電設備又は附属設備の設置に変更された開発区域に所在するもの

(この条例の失効)

3 この条例は、施行日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。

4 この条例は、施行日からこの条例の失効の日の前日までの期間において再生可能エネルギー発電設備に対して課した、又は課すべきであった再生可能エネルギー地域共生促進税については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

宮城県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十五号

宮城県条例の一部を改正する条例

第一条 宮城県条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第二項中「第三百七条の三の二第二項」を「第三百七条の三の二第三項」に、「第四十五条の三の二第二項」を「第四十五条の三の二第三項」に改める。

第七十五条第一項中「一に該当する者」を「いずれかに該当する場合には、その違反行為をした者」に改め、同項第一号及び第二号中「しなかつた者」を「しなかつたとき」に改める。

第九十九条に次の一項を加える。

4 県は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊(同協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第一百一条の二及び第一百二条の十七第九項において同じ。)が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第一項(第六号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

第一百一条の次に次の一項を加える。

第一百一条の二 県は、オーストラリア軍隊が、第九十九条第四項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。)における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第九十八条第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

第一百二条の十七第一項中「においては」を「には」に改め、同条に次の一項を加える。

9 オーストラリア軍隊が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

附則第十一条の六第六項中「前二項」を「前三項」に、「又は第五項」を「から第六項まで」に改め、同項を同条第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 法附則第十二条の二の七第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和六年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第九十九条第一項(第三号に係る部分に限る。)及び同条第三項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

附則第十一条の十第三項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

附則第十一条の十二第四項中「同条第一項」を「同法第四十一条第一項」に改め、同条第七項中「附則第四条の十一第十九項」を「附則第四条の十一第十六項」に改める。

附則第十二条第二項第二号中「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準」を「法第四百九十九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準」に、「に規定する」を「で定める」に改める。

附則第十二条の三第三項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

附則第二十二條第一項中「租税特別措置法第三十七條の十三第一項」を「県民税の所得割の納税義務者(租税特別措置法第三十七條の十三第一項)に、「県民税の所得割の納税義務者」を「ものに、「第三項」を「)又は租税特別措置法第三十七條の十三の二第一項に規定する株式会社と同項

に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの（令附則第十八条の六第二項で定める要件を満たすものに限る。）に限る。第三項に、「租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項を「同法第三十七条の十三の三第一項」に、「附則第十八条の六第二項」を「附則第十八条の六第三項」に改め、同条第二項中「附則第十八条の六第三項」を「附則第十八条の六第四項」に改め、同条第五項中「附則第十八条の六第四項」を「附則第十八条の六第五項」に改め、同条第六項中「第三十七條の十三の二第八項」を「第三十七條の十三の三第八項」に、「附則第十八条の六第五項」を「附則第十八条の六第六項」に改める。

第二条 宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「公示送達」の下に「に係る書面の掲示等」を加え、同条中「公示送達は」を「書面の掲示又は電子計算機の設置は」に、「の掲示場に掲示して」を「において」に改める。

第一百四条の三第一号及び第二号並びに附則第十一条の十第一項中「又は第五項」を「から第六項まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第二百二条の十七第一項、附則第十一条の十二及び附則第十二条の改正規定 公布の日  
二 第一条中第二十九条の三の改正規定 令和七年一月一日

三 第二条（第五号に掲げる改正規定を除く。）の改正規定及び附則第八項の規定 令和七年四月一日

四 第一条中第九十九条、第一百一条の二、第一百二条の十七第九項及び附則第十一条の六の改正規定並びに附則第四項及び第五項の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日

五 第二条中第十条の改正規定及び附則第二項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)  
第二条の規定による改正後の宮城県県税条例第十条の規定は、前項第五号に掲げる規定の施行の日以後に公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の宮城県県税条例（以下「新条例」という。）附則第二十二條の規定は、同条第一項の県民税の所得割の納税義務者が令和五年四月一日以後に同項に規定する払込みにより

同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、第一条の規定による改正前の宮城県県税条例附則第二十二條第一項の県民税の所得割の納税義務者が同日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。（軽油引取税に関する経過措置）

同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、第一条の規定による改正前の宮城県県税条例附則第二十二條第一項の県民税の所得割の納税義務者が同日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。（軽油引取税に関する経過措置）

4 新条例第九十九条第四項及び第一百一条の二の規定は、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日（以下「四号施行日」という。）以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

5 新条例附則第十一条の六第一項（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）附則第十二條の二の七第一項第二号に係る部分に限る。）、第六項及び第七項の規定は、四号施行日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、四号施行日以前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。（自動車税に関する経過措置）

6 新条例附則第十一条の十の規定は、新条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

7 新条例附則第十二條の三の規定は、令和五年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

8 第二条の規定による改正後の宮城県県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、令和七年四月一日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十六号

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成六年宮城県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」を削る。

第二条中「第二条第一項第一号イ」を「第二条第一号イに規定する産業振興促進区域（以下単に「産業振興促進区域」という。）内において、同号イ」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第三条中「畜産業、水産業又は新炭炭製造業」を「産業振興促進区域内において、畜産業、水産業又は新炭炭製造業（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十二条第四項の表の第一号の上欄又は同法第四十五条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区内において営む畜産業又は水産業を除く。）」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（以下「新条例」という。）第二条、第四条及び第五条の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第二項の規定により公示された離島振興対策実施地域内において令和五年三月三十一日以前に、改正前の離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（以下「旧条例」という。）第二条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る事業税、旧条例第三条に規定する畜産業、水産業又は新炭炭製造業を行う個人に係る事業税、旧条例第四条第一項に規定する特別償却設備である家屋又はその敷地である土地を取得した者に係る不動産取得税及び旧条例第五条に規定する特別償却設備である償却資産を取得した者に係る固定資産税の免除については、なお従前の例による。

3 新条例第二条又は第四条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第六条第一項又は第三項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合においては、これらの規定による申請書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、施行日から起算して三十日を経過した日とする。

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

○宮城県条例第三十七号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例  
原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例（平成十四年宮城県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第二条から第四条までの規定は、令和五年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第二条又は第三条の規定により県税の不均一課税の適用を受けようとする者に係る新条例第五条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日を経過した日とする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

○宮城県条例第三十八号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年宮城県条例第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第三条第二項」を「第三条」に改める。  
別表第一の一の項中

5	不妊治療費用の助成に係る事務であつて別に規則で定めるもの
6	先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用の交付に関する事務であつて別に規則で定めるもの

を

<p>5 先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用の交付に関する事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>6 生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護に準じた措置の実施に関する事務であつて別に規則で定めるもの</p>
---	--

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやぎハートフルセンター条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十九号

みやぎハートフルセンター条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項及び第三項の規定に基づき、社会福祉に関する活動のための施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 県民の福祉の増進に資する活動を支援するため、社会福祉に関する活動のための施設を設置する。

2 前項の施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

<p>名 称</p> <p>みやぎハートフルセンター</p>	<p>位 置</p> <p>仙台市</p>
--------------------------------	-----------------------

(業務)

第三条 みやぎハートフルセンター(以下「センター」という。)において、次に掲げる業務を行う。

- 一 県民の福祉に係る情報の収集及び提供に関する業務
- 二 県民の福祉に係る相談及び研修に関する業務
- 三 県民の福祉に係る活動を行う者に対する施設又は設備の提供に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務(開館時間)

第四条 センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第五条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- 一 日曜日及び土曜日

- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(入館の拒否等)

第六条 知事は、センターの施設、設備、器具等を損傷し、その他センターの管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる者に対し、その入館を拒否し、又はその退館を命ずることができる。

(使用許可)

第七条 センター(別表に掲げる施設に限る。)を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 知事は、センター(別表に掲げる施設に限る。)を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の許可を与えないことができる。

- 一 センターの設置の目的に反して使用するおそれがあるとき。
- 二 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 三 施設、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、センターの管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 知事は、第一項の許可を行うに当たり必要と認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可申請の手続)

第八条 前条第一項の許可を受けようとする者は、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- 二 使用の目的
- 三 使用しようとする期間
- 四 使用予定の人員

五 使用しようとする施設（別表に掲げるものに限る。）

六 法人その他の団体にあつては、使用の責任者の氏名及び電話番号

2 前項の申請書は、使用しようとする日の三月前から同日までに知事に提出しなければならない。

（使用許可の取消し等）

第九条 知事は、第七条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

二 詐欺その他不正の行為により第七条第一項の許可を受けたとき。

三 第七条第三項の規定により許可に付した条件に違反したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

（原状回復の義務）

第十条 使用者は、第七条第一項の許可の期間が満了したときは、速やかに当該許可に係る施設を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

（権利の譲渡等の禁止）

第十一条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用料）

第十二条 使用者からは、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、知事が定める方法により納入しなければならない。

3 知事が既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、使用者がその責めに帰することができない事由によりセンター（別表に掲げる施設に限る。）を使用することができなくなったときは、この限りでない。

（使用料の免除）

第十三条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

二 使用しようとする期間

三 使用しようとする施設（別表に掲げるものに限る。）

四 免除を受けようとする理由

（損傷等の届出等）

第十四条 入館者は、センターの施設、設備、器具等を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する損傷又は亡失が入館者の故意又は過失によるものと認められるときは、当該入館者は、当該損傷若しくは亡失をしたセンターの施設、設備、器具等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該賠償に係る額を減額し、又は免除することができる。

（指定管理者による管理）

第十五条 知事は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第四条及び第五条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、知事の承認を受けて」とする。

3 指定管理者による管理の場合における第六条から第九条まで及び前条第一項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第八条第一項中「規則で」とあるのは「指定管理者が」とする。

（管理業務の範囲）

第十六条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第三条各号に掲げる業務

二 センター（別表に掲げる施設に限る。）の使用の許可に関する業務

三 センターの維持管理に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

（利用料金）

第十七条 指定管理者による管理の場合については、第十二条及び第十三条の規定は、適用しない。

2 指定管理者による管理の場合については、使用者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

3 利用料金は、別表に定める使用料の額を上限として、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 指定管理者が既に收受した利用料金は、返還しない。ただし、使用者がその責めに帰することができない事由によりセンター（別表に掲げる施設に限る。）を使用することができなくなったとき

は、この限りでない。

(利用料金の免除)

第十八条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(準備行為)

2 第七条第一項の規定による許可、第十五条第一項に規定する指定管理者の指定及び第十七条第三項に規定する利用料金の承認その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表(第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十六条、第十七条関係)

施設名	使用料の額		
	午前	午後	全日
大会議室(一)	三、四〇〇円	四、六〇〇円	八、〇〇〇円
大会議室(二)	三、二〇〇円	四、三〇〇円	七、五〇〇円
中会議室	二、二〇〇円	三、〇〇〇円	五、二〇〇円
小会議室	一、三〇〇円	一、七〇〇円	三、〇〇〇円

備考

- 一 「午前」は午前九時から正午まで、「午後」は午後一時から午後五時まで、「全日」は午前九時から午後五時までとする。
- 二 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。

看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

○宮城県条例第四十号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例

看護学生修学資金貸付条例(昭和三十八年宮城県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号イ(1)中「第二十一条第二項第一号」を「第二十四条第二項第一号」に改め、同号イ(2)中「第六条の二の二第三項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関」を「第七条第二項に規定する指定発達支援医療機関(独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関に限る。)」に改め、同号イ(7)中「母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センター」を「児童福祉法第十条の二第二項に規定する子ども家庭センター」に改め、同条第二項第一号中「同項」を「同条」に改める。

第十三条第二項中「同項」を「同条」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十一条第一項第一号イ(1)の改正規定、同条第二項第一号の改正規定及び第十三条第二項の改正規定 公布の日
- 二 第十一条第一項第一号イ(2)及び同号イ(7)の改正規定 令和六年四月一日

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十一号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十二条第一項中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十二号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。